

広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例

広島県教育振興基金条例（昭和五十七年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（設置） 第一条（略） 一・二（略） 三 県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に要する経費 四 前三号に掲げるもののほか、県内の国立学校、公立学校及び私立学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動の促進その他の基金の設置の目的を達成するために必要な施策に要する経費</p> <p>附則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （処分の特例） 2 基金の一部に相当する額を国に納付するときは、第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分することができるものとする。</p>	<p>（設置） 第一条（略） 一・二（略） 三 前二号に掲げるもののほか、県内の国立学校、公立学校及び私立学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動の促進その他の基金の設置の目的を達成するために必要な施策に要する経費</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。